

税の申告時期がやってきました

確定申告はお早めに！

平成22年分の所得税の確定申告の窓口受付は、2月16日（水）から3月15日（火）までです。期限間近になると税務署はたいへん混雑しますので、申告は早めにごまかせてください。  
なお、申告書は郵送でも提出できます。

確定申告をしなければならぬ場合

- ① 給与所得者の方で収入金額が2,000万円を超える方
- ② 給与所得者の方で主たる収入以外の所得の合計額が20万円を超える方
- ③ 保険会社等からの満期をもらった方で実際の益の金額が50万円以上ある方
- ④ 給与の支払を受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなっている方（家事使用人など）
- ⑤ 所得の合計が控除の合計を超える方（勤め先で年末調整をされている方は除く）

確定申告をすると所得税が還付される場合

次の①から⑤のいずれかに該当する方は、確定申告をすれば所得税の全部または一部が還付される場合があります。

①多額の医療費を支払った場合

申告には医療費の領収書が必要です。昨年中に支払った医療費から保険金などで補てんされる金額を控除し、さらに10万円または所得金額の5%のいずれか少ない方の金額を差し引いた残りの金額がある方

②年の途中で退職された場合（年末調整を受けておられない方）

申告には給与所得の源泉徴収票などが必要です。

③災害や盗難にあった場合

申告には、災害の方は原状回復に支出した金額の領収書が、盗難を受けた方は、盗難を受けた資産の明細が必要です。

④マイホームを持った場合

申告には家屋の登記簿の謄本や住民票の写し、売買契約書など所定の書類および金融機関から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」などが必要です。

⑤所得が少ない方で配当所得、原稿料収入などがある場合

申告には配当の報告書、原稿の支払調書または源泉徴収票が必要です。※配当所得を申告することによって国民健康保険等の税額に影響がないかご確認ください。

所得税の確定申告の  
問い合わせ先

葛城税務署 個人課税部門  
☎ (22) 2721

※葛城税務署では、土・日曜日・祝日は閉庁しております。ただし、2月20日、2月27日の日曜日に限り、確定申告の相談、申告書の受付を行います。なお、この2日間は混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。

公的個人認証サービスの電子証明書の発行を受けている方へ

○電子申告をされる方  
公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間は、発行の日から起算して3年間です。電子申告をされる前に有効期間の確認をしてください。

○有効期間の確認方法

電子証明書の写し（発行時に交付済み）や公的個人認証サービス利用者クライアントソフトの「証明書表示ツール」により確認できます。

◆問い合わせ先  
役場 住民課 内線1132

